

私第1045-163号
平成25年 3月21日

各私立学校設置者 様
各私立小・中・高・中等教育学校長 様
各私立幼稚園長 様
各私立専修学校・各種学校長 様

大阪府府民文化部私学・大学課長

体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）

標記について、平成25年3月13日付け24文科初第1269号により、文部科学省初等中等教育局長及び同省スポーツ・青少年局長から別添のとおり通知がありました。

今回の通知では、懲戒・体罰に関する解釈・運用や部活動の適切な指導等が示されており、各学校（園）におかれては、本通知の内容を踏まえ、適切に対応いただくとともに、体罰の根絶に向けた取組みを一層進めていただきますようお願いいたします。

なお、本通知の全文については大阪府ホームページ『私立学校（園）向けのお知らせ』に掲載していますので、次のアドレスから閲覧いただきますようお願いいたします。

【ホームページアドレス】

<http://www.pref.osaka.jp/shigaku/info/index.html>

（注）文部科学省の通知本文中、「4 体罰の防止と組織的な指導体制について」は設置者である教育委員会と学校の対応を示したものです。

（お問い合わせ先）

大阪府府民文化部私学・大学課

小中高振興グループ 坂 田 (06-6941-0351 内線 4858)

幼稚園振興グループ 上 田 (" 内線 4860)

専各振興グループ 久 才 (" 内線 4862)